

日本司法書士会連合会会則（新）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会の名称は、日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）とする。

（目的）

第2条 連合会は、司法書士の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡並びに司法書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 連合会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 司法書士の指導及び連絡に関する事項
- (2) 司法書士の会員の品位を保持するための指導及び連絡に関する事項
- (3) 司法書士の登録に関する事項
- (4) 司法書士法人（以下「法人」という。）の届出の事務に関する事項
- (5) 研修に関する事項
- (6) 業務関係法規の調査及び研究に関する事項
- (7) 業務関係図書及び用品の購入の斡旋、頒布に関する事項
- (8) 業務の改善に関する事項
- (9) 制度の改善に関する事項
- (10) 統計に関する事項
- (11) 講演会の開催に関する事項
- (12) 会報の編集及び発行に関する事項
- (13) 広報活動に関する事項
- (14) 情報の公開に関する事項
- (15) 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (16) その他連合会の目的を達成するために必要な事項

（事務所の所在地）

第4条 連合会は、東京都新宿区に事務所を置く。

第2章 会の機関

第1節 役員

(役員)

第5条 連合会に次の役員を置く。

会長 1人

副会長 3人以内

理事 12人以上22人以内

監事 3人以内

2 理事のうち1人は、専務理事、1人は常務理事とし、5人以内を常任理事とする。

3 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び監事については、司法書士の会員でなければならない。

(役員職務)

第6条 会長は、連合会を代表し、連合会の事務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。ただし、職務代理をする理事は、司法書士の会員でなければならない。

4 専務理事は、会長の旨を受けて連合会の常務を掌理し、事務局を監理する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、規則の定めるところにより、連合会の常務を分掌する。また、専務理事に事故あるときは、その職務を代理し、専務理事が欠員のときは、その職務を行う。

6 常任理事は、規則の定めるところにより、連合会の常務を分掌する。

7 監事は、連合会の資産及び会計の状況を監査する。

8 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事(以下「会長等」という。)は、ブロック会又は司法書士の役員を兼ねることができない。ただし、現に会長等の役職にある者がブロック会又は司法書士の役員に就任した場合には、役員に就任後、最初に開かれる定時総会の終結に至るまではこの限りではない。

9 監事は、連合会の他の役員を兼ねることができない。

(役員選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

2 役員選任は、別に定める日司連役員選挙規則によるものとする。

3 専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会に諮り理事のうちから会長が任命する。

4 法人である司法書士の会員は、役員選任に関し被選挙権を有しない。

(役員任期)

第8条 役員任期は、就任後の第2回目の定時総会の終結のときまでとする。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、他の役員任期の残存期間と同一とする。

3 役員が任期の満了又は辞任により退任した場合において、当該役員の定数を欠くに至つたときは、その役員は、後任者が就任するまで、その職務を行う。

4 役員は、再任されることができる。ただし、会長については、三選を限度とする。

(役員退任)

第9条 役員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失し、退任するものとする。

(1) 司法書士会の会員である役員が司法書士法(以下「法」という。)第15条又は第16条の規定による登録の取消しを受けたとき。

(2) 司法書士会の会員である役員が法第47条第2号又は第3号の処分を受けたとき。

(3) 司法書士会の会員である役員で、法第48条第1項の規定により法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた日以前30日以内に社員であつたとき。

(4) 司法書士会の会員である役員が司法書士会の会則に基づきその会員である資格を喪失したとき。

(5) 司法書士会の会員である役員が、司法書士会の役員である場合において、当該司法書士会の総会においてその役員を解任されたとき。

(6) 司法書士会の会員でない役員が、法第5条第1号から第4号まで又は第6号に該当するに至つたとき。

(7) 総会において解任の決議を受けたとき。

(役員手当)

第10条 役員には役員手当を支給する。

2 役員手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第2節 理事会

(理事会の組織及び招集)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事(以下この節において「理事会の組織員」という。)で組織する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会を招集するには、会日より2週間前に副会長及び理事に対してその通知を發し

なければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

4 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

5 理事会は、副会長及び理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の決議)

第12条 連合会の業務執行は、理事会の決するところによる。

2 理事会の議長は、会長とする。

3 理事会の決議は、理事会の組織員の過半数が出席し、その議決権の過半数で議決する。可否同数の時は議長が決する。

4 理事会の決議について特別の利害の関係を有する者は、議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、前項の議決権の数に算入しない。

(書面による決議)

第13条 会長は、理事会の組織員の全員の同意があるときは、書面により議決を求めることができる。

2 前項の場合において、決議の目的である事項について、理事会の組織員の過半数が書面をもつて同意を表したときは、理事会の決議があつたものとみなす。

3 会長は、遅滞なく、決議の結果を副会長及び理事に通知しなければならない。

4 第11条第3項、第4項、第12条第4項の規定は、書面による決議に準用する。

(理事会の議決事項)

第13条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 会長会に付議すべき事項

(4) 規則の制定及び改廃

(5) 法第10条第1項第2号若しくは第3号の登録の拒否又は法第16条第1項の登録の取消しの適否の審査

(6) 会長から付託された事項

(7) 法務大臣への建議又はその諮問の答申に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか業務の執行に関する事項

(議事録)

第15条 理事会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席したその他の理

事会の組織員のうち2人が署名、押印しなければならない。

第3節 総会

(総会)

第16条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(総会の組織)

第17条 総会は、司法書士会の会長及び代議員(以下この節において「総会の組織員」という。)をもつて組織する。

(総会の招集)

第18条 定時総会は、毎会計年度終了後3月以内に、臨時総会は、必要がある場合に随時、会長がこれを招集する。

2 総会を招集するには、会日より3週間前に、総会の組織員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する時は、この期間を短縮することができる。

3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

(代議員の数)

第19条 代議員は、各司法書士会において、会員(法人である会員を除く。)のうちから選出する。

2 代議員の数は、毎年4月1日現在の各司法書士会の会員数(法人である会員を除く。)100人につき1人の割合とする。ただし、100人に満たないときは、100人として計算する。

3 前項により、代議員数が減少することとなつた場合の代議員の任期は、選出した各司法書士会の会則に基づく任期の終了の時までとする。

(代議員の資格喪失)

第20条 代議員は、第7条の規定により連合会の役員に就任したときは、代議員の資格を喪失する。

(総会の特別招集)

第21条 会長は、総会の組織員の3分の1以上の者から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会招集の請求があつたときは、2月以内の日を会日とする総会を招集しなければならない。

2 前項の請求があつた日の翌日から7週間以内に、会長が総会招集の通知を発しないときは、前項の請求者が総会を招集することができる。

(総会の定足数及び再招集)

第22条 総会は、総会の組織員の過半数の出席により成立する。ただし、総会が定足数に達しなかつたため、再度招集されたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により総会が成立しなかつたときは、会長は、1月以内に、再度招集の通知を発しなければならない。

3 第18条第2項及び第3項の規定は、前項の通知に準用する。

(総会の議決事項)

第23条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の制定及び変更に関する事項
- (3) 重要な財産の取得、処分及び多額な債務の負担に関する事項
- (4) 役員の選任及び解任に関する事項
- (5) 理事会において、総会に付議すべき旨議決した事項
- (6) 総会において、審議することを相当と議決した事項

(議決の要件)

第24条 総会の決議は、この会則に別段の定めのある場合のほか、出席した総会の組織員の議決権の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

2 総会の組織員は、所属司法書士会の他の総会の組織員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、第7条第2項によつて定める日司連役員選挙規則に基づく選挙については適用しない。

3 前項本文の場合には、代理人は、代理権限を証する書面を連合会に提出しなければならない。

4 第12条第4項の規定は、総会の決議について特別の利害の関係を有する者の議決権について準用する。

(議決権)

第25条 総会の組織員は、1個の議決権を有する。

(特別決議の要件)

第26条 第23条第2号、第3号及び役員の解任に関する事項の決議は、出席した総会の組織員の議決権の3分の2以上の多数で議決する。

(議長及び副議長)

第27条 総会の議長は、総会において選任し、副議長は、議長が総会に諮りこれを指名する。

(議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した総会の組織員2人が署名、押印しなければならない。

(総会会議規則)

第29条 総会の運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第4節 委員会等

(委員会等)

第30条 連合会に、特定の常務執行を補助するため、又は特定の事項に関する調査研究等を行うため、次の委員会を置くほか、理事会の決するところにより必要な委員会を置くことができる。

選挙管理委員会

2 前項の委員会の他、会長は、必要あるとき、臨時に特別な諮問機関を設けることができる。

3 委員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5節 特別研修部

(特別研修部)

第31条 連合会に法第3条第2項第1号の研修(以下「特別研修」という。)を実施するため、特別研修部を置く。

2 特別研修部は、特別研修の実施計画の立案及び特別研修の実施に必要な一切の事務を行う。

3 特別研修部は、その事務の一部又は全部を第32条の研修所に実施させることができる。

4 特別研修部の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6節 研修所

(研修所)

第32条 連合会に研修所を置く。

2 研修所の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7節 研究所

(研究所)

第33条 連合会に研究所を置く。

2 研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8節 会長会

(会長会)

第34条 会長会は、司法書士会の会長で組織する。

2 会長会は、業務の連絡に関する事項について協議する。

3 会長会は、連合会の運営に関し建議することができる。

4 第11条第2項から第5項までの規定は、会長会に準用する。

(議事録)

第35条 会長会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した司法書士会の会長1人が署名、押印しなければならない。

第3章 司法書士の登録

(司法書士名簿)

第36条 連合会に司法書士名簿を備える。

2 前項の司法書士名簿は、磁気ディスクをもつて調製することができる。

(司法書士名簿に登録すべき事項等)

第37条 司法書士名簿には、次に掲げる事項を登録する。

(1) 司法書士の氏名、生年月日、男女の別、本籍

(外国人にあつては、国籍)及び住所

(2) 事務所の所在地

(3) 所属する司法書士会

- (4) 登録番号
- (5) 司法書士となる資格の取得の事由及び年月日
- (6) 簡裁訴訟代理関係業務を行うことができる者については、その旨及び認定の年月日及び認定番号

2 司法書士名簿には、前項の登録事項のほか、次の事項を連合会が記載する。

- (1) 登録の年月日
- (2) 所属する司法書士会の変更の登録の年月日
- (3) 変更の登録（所属する司法書士会の変更の登録を除く。）の年月日及びその事由
- (4) 登録取消しの年月日及びその事由
- (5) 法第3条第2項第1号の研修を修了した司法書士については、その旨及び修了の年月日
- (6) 法人の社員である司法書士については、法人の名称、入社年月日及び退社の年月日
- (7) 法人の使用人である司法書士については、使用者である法人の名称、使用開始の年月日及び使用終了の年月日
- (8) 法第47条に規定する懲戒処分を受けた者については、処分の内容及びその年月日
- (9) 法第61条に規定する注意勧告を受けた者については、注意勧告の内容及びその年月日

3 連合会は、婚姻、離婚、養子縁組、離縁等その他の事由により氏を変更した者から変更前の氏（戸籍又は外国人登録原票に記載されたことのある氏で、本人が選択したもの。）を、又は名を変更した者から変更前の名を使用する申請があつたときは、第1項第1号の氏名に職名として併記する。

4 連合会は、事務所の名称を定めた者から、その名称の記載の申請があつたときは、第1項第2号に名称として併記する。ただし、他の法律において使用を制限されている名称、又は司法書士の品位を害する名称についてはこの限りでない。

（登録の申請）

第38条 司法書士の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、その者が入会しようとする司法書士会を経由して、連合会に司法書士登録申請書（以下「登録申請書」という。）を提出しなければならない。

2 登録申請書には、次の各号に掲げる書面等を添付しなければならない。

- (1) 司法書士となる資格を有することを証する書面
- (2) 写真
- (3) 本籍の記載された住民票の写し又は戸籍抄本
若しくは戸籍記載事項証明書及び本籍の記載の

ない住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録に関する証明書）

- (4) 法第5条第2号及び第3号に該当しない者である旨の官公署の証明書
- (5) 法第5条第1号、第4号及び第6号に該当しない者であることを明らかにする書面

3 登録申請者が簡裁訴訟代理関係業務を行うことができる者のときは、その旨の認定を法務大臣から受けたことを証する書面を添付しなければならない。

4 第2項の書面のほか、連合会が必要を認めた場合にはその他の書面を添付しなければならない。

5 登録申請書には、登録免許税法の定めるところにより、同法に定める登録免許税の額に相当する収入印紙又は登録免許税を納付した旨の領収証を貼付しなければならない。

（登録に関する調査及び登録申請書の送付）

第39条 司法書士会は、登録申請書を受け付

けたときは、登録事項及び登録拒否事由の有無について調査したうえ、意見を付して、連合会に登録申請書を送付しなければならない。

2 前条第2項の書面に不足がある場合には、その書面を明記し、添付されない理由を付して連合会に送付しなければならない。

（登録）

第40条 連合会は、登録申請者が司法書士となる資格を有し、かつ、登録を拒否する事由のいずれにも該当しない者であると認めるときは、司法書士名簿に登録しなければならない。

2 前項により司法書士名簿に登録をしたときは、連合会は、その者に登録証を交付するものとする。

（登録の拒否）

第41条 連合会は、登録申請者が司法書士となる資格を有せず、又は法第10条第1項各号の一に該当している者であると認めるときは、登録を拒否するものとする。

2 連合会は、前項の登録の拒否のうち、登録申請者が法第10条第1項第2号又は第3号に該当する者であることを理由に登録を拒否しようとするときは、登録審査会の議決に基づかなければならない。

3 連合会は、前項の理由により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該登録

申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

(登録に関する通知)

第42条 連合会は、登録をしたときは、その旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該登録申請者及び申請を経由した司法書士会に書面により通知しなければならない。

2 連合会は、登録をしたときは登録事項を、当該登録申請者の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に通知しなければならない。

(所属する司法書士会の変更の登録)

第43条 事務所の移転により、所属する司法書士会の変更の登録(以下本条及び次条において「変更の登録」という。)を受けようとする者(以下「変更の登録申請者」という。)は、その者が新たに入会しようとする司法書士会を経由して、連合会に、変更の登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の変更の登録申請書には、次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 写真
- (2) 住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録に関する証明書)
- (3) 第40条第2項の規定は、変更の登録に準用する。

(変更の登録に関する通知)

第44条 連合会は、変更の登録をしたときは、その旨を当該変更の登録申請者、申請を経由した司法書士会、その者が従前に所属していた司法書士会に、書面により通知しなければならない。

2 連合会は、変更の登録をしたときは、当該変更の登録申請者の従前の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長にその旨を、新たな事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に登録事項を書面により通知しなければならない。

3 連合会は、変更の登録を拒否したときは、その旨及びその理由を当該変更の登録申請者、申請を経由した司法書士会及びその者が所属する司法書士会に書面により通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出等)

第45条 司法書士は、司法書士名簿に登録を受けた事項に変更を生じたときは、司法書士会を経由して、遅滞なく、その旨を連合会に書面により届け出なければならない。

2 連合会は、前項の届出に基づき変更の登録をしたときは、その旨を、当該司法書士の

事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に通知しなければならない。

(登録取消事由の調査)

第46条 司法書士会は、会員が法第15条第1項各号の一に該当し、又は法第16条第1項各号の一に該当し、若しくは該当すると思料するときは、その旨を書面により連合会に報告しなければならない。

2 連合会は、前項の報告に関し、必要があるときは、その事実を調査し、又はその者が所属する司法書士会に調査を委嘱することができるものとする。

(登録の取消し)

第47条 連合会は、司法書士が法第15条第1項各号の一に該当することとなつたときは、遅滞なく、その登録を取り消すものとする。

2 連合会は、司法書士が法第16条第1項各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができるものとする。

3 第41条第2項の規定は、前項による登録の取り消しに準用する。

4 連合会は、第2項の理由により登録を取り消そうとするとき、又は、法第15条第1項の規定に基づく登録の取消しを同条第2項による届出に基づかないで行う場合において、法第15条第1項各号の一に該当する事実が裁判所の判決書等の客観的な資料により直接証明されないときは、あらかじめ、その者にその旨を通知して、相当の期間内に聴聞の機会を与えなければならない。

5 連合会は、司法書士の登録を取り消したときは、その旨及びその理由を、登録を取り消した者及びその者が所属する司法書士会並びにその司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に、書面により通知しなければならない。

(裁判所への通知)

第48条 連合会は、第37条第1項第6号の登録をしたときは、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

(規則への委任)

第49条 登録に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(手数料)

第50条 司法書士名簿の登録等に関する手数料は、次の各号に掲げる額とし、申請又は届出等の都度、連合会に納付しなければならない。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 登録 | 25,000 円 |
| (2) 所属する司法書士会の変更の登録 | 10,000 円 |
| (3) 前号以外の登録又は記載の変更若しくは廃止 | 2,000 円 |
| (4) 証明 | 2,000 円 |

- 2 住居表示の実施若しくは変更、又は行政区画等若しくはその名称の変更（その変更に伴う地番の変更を含む。）又は天災地変等止むを得ない事情があると連合会が認めた場合の登録事項の変更については、前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる金額の手数料の納付を要しないものとする。
- 3 連合会が登録を拒否した場合又は登録申請者が登録の申請を取り下げた場合においては、連合会は第1項第1号の手数料を返還する。
- 4 連合会が変更の登録を拒否した場合又は変更の登録申請者が変更の登録の申請を取り下げた場合においては、連合会は第1項第2号の手数料を返還する。

（登録等の公告）

第51条 連合会は、司法書士名簿に登録をしたとき及び登録の取り消しをしたときは、その旨を、官報をもつて公告する。

（登録常務会）

第52条 連合会に、司法書士の登録及び登録の取消しの調査のため、登録常務会を置く。

2 登録常務会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（司法書士会への事務の委託等）

第53条 連合会は、司法書士会に司法書士の登録に関し、次の各号に掲げる事務の全部又は一部を委託するものとする。

(1) 登録又は登録の取り消しに関し必要な調査を行う事務

(2) 登録等手数料の受領及び領収証の代理発行の事務

(3) 法務局又は地方法務局との連絡・調整に関する事務

(4) 前各号のほか、連合会が特に必要と認めた事務

2 連合会は、司法書士会が行う登録に関する事務につき、司法書士会に事務費を交付する。

第4章 法人の届出

（司法書士法人名簿）

第54条 連合会に司法書士法人名簿（以下「法人名簿」という。）を備える。

2 前項の法人名簿は、磁気ディスクをもつて調製することができる。

（法人名簿の記載事項）

第55条 法人名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 目 的
- (2) 名 称
- (3) 主たる事務所の所在地及び当該事務所に常駐する社員の氏名
- (4) 従たる事務所があるときはその所在地及び当該事務所に常駐する社員の氏名
- (5) 社員の氏名、住所、登録番号、事務所の所在地、所属する司法書士会及び第37条第3項の記載を受けたときはその職名
- (6) 代表社員の定め及び共同代表の定めがあるときはその旨及び氏名
- (7) 使用人である司法書士がいるときはその氏名、登録番号、事務所の所在地、所属する司法書士会、及び第37条第3項の記載を受けたときはその職名、並びに、簡裁訴訟代理関係業務を行うことができる者の場合には、その旨並びに認定番号
- (8) 成立年月日
- (9) 法人番号
- (10) 届出年月日及び届出の種別
- (11) 記載事項の変更年月日及びその事由
- (12) 合併に関する事項
- (13) 法第48条に規定する処分を受けたときは、
処分の内容及びその年月日
- (14) 法第61条に規定する注意勧告を受けたときは、
注意勧告の内容及びその年月日
- (15) 解散の事由及び年月日
- (16) 清算人の氏名、住所、登録番号
- (17) 清算結了若しくは破産宣告の年月日及びその
登記の年月日

2 簡裁訴訟代理関係業務を行うことを目的とする法人の法人名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 簡裁訴訟代理関係業務を行う事務所
- (2) 特定社員の氏名及び特定社員中に代表特定社員を定めたときはその旨及び氏名
(法人名簿の届出)

第56条 法人を設立した者は、主たる事務所所在地の司法書士会を経由して、連合会に法人成立届出書に法人名簿を添えて、提出しなければならない。ただし、法人成立と同時に主たる事務所所在地の司法書士会と同一の区域内に従たる事務所を設けた場合には、従たる事務所所在地を管轄する登記所の作成した登記簿謄本(履歴事項証明書を含む。以下同じ。)を追加して添付しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 登記簿謄本
- (2) 定款の写し

3 前項第1号の書面は、法人成立届出書提出の日前2週間以内に交付を受けたものでなければならない。

(定款の変更又は法人名簿記載事項の変更の届出)

第57条 法人は、定款又は法人名簿に記載された事項を変更したときは、主たる事務所所在地の司法書士会を経由して、遅滞なくその旨を連合会に書面により届け出なければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の届出に準用する。ただし、変更事項が登記事項でないときは登記簿謄本の、定款の記載事項でないときは定款の写しの添付を要しない。

3 連合会は、届出のあつた定款の変更事項が法人名簿に記載された事項以外の事項であるときは、その区域内に従たる事務所のみを有する司法書士会に、届出のあつた事項を通知しなければならない。

(解散届)

第58条 法人は、法第44条(第1項第3号を除く。)の規定により解散したときは、主たる事務所所在地の司法書士会を経由して、遅滞なく、その旨を連合会に書面により届け出なければならない。

2 前項の届出には、登記簿謄本を添付しなければならない。

3 第56条第3項の規定は、前項の書面に準用する。

(合併届)

第59条 法人は、他の法人と合併したとき(新設合併を除く。)は、合併後存続する法人は、主たる事務所所在地の司法書士会を経由して遅滞なくその旨を連合会に書面により届け出なければならない。

2 第56条第2項及び第3項の規定は、前項の届出に準用する。

3 新設合併のときは、第56条の規定を準用する。

(清算結了届)

第60条 法人は、清算が結了したときは、所属していた司法書士会を経由して遅滞なくその旨を連合会に書面により届け出なければならない。

2 前項の届出には、閉鎖登記簿謄本(閉鎖事項証明書を含む。以下同じ。)を添付しなければならない。

(届出に関する通知)

第61条 連合会は、第56条から第60条までの届出があつたときは、当該法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長に通知しなければならない。

(規則への委任)

第62条 法人の届出について必要な事項は、別に規則で定める。

(手数料)

第63条 法人の届出等に関する手数料は、次の各号に掲げる額とし、届出の都度、連合会に納付しなければならない。

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) 成立の届出 | 25,000 円 |
| (2) 主たる事務所を他の司法書士会の区域内に移
転した場合の届出 | 10,000 円 |
| (3) その他の変更の届出 | 2,000 円 |
| (4) 解散届 | 2,000 円 |
| (5) 合併届 | 2,000 円 |
| (6) 清算終了届 | 2,000 円 |
- 2 第50条第2項の規定は、司法書士法人の届出に準用する。ただし、「登録」とあるを「届出」と読み替える。

第5章 登録審査会

(登録審査会)

第64条 連合会に、法第67条の規定に基づく登録審査会を置く。

- 2 登録審査会は、連合会の請求により、法第10条第1項第2号若しくは第3号の規定による登録の拒否又は法第16条第1項の規定による登録の取消しについて審議を行う。

(登録審査会の組織及び招集)

第65条 登録審査会は、会長及び会長が法務大臣の承認を受けて委嘱した委員4人をもつて組織する。

- 2 登録審査会は、登録審査会の会長が招集する。
- 3 登録審査会の会長は、連合会の会長をもつて充てる。
- 4 登録審査会の委員(以下「委員」という。)は、司法書士、法務省の職員各1人、学識経験者2人あて委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(登録審査会の会議)

第66条 登録審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 登録審査会の議事は、出席した委員の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、登録審査会の会長が決する。
- 3 登録審査会の会議は、非公開とし、登録審査会の会長及び委員又は連合会の職員は正当の理由がなければ職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 登録審査会は、審査に関し必要があるときは、当事者又は関係人その他必要と認める

者に対して陳述若しくは説明の開陳又は資料の提出を求めるものとする。

- 5 登録審査会の議事については、議事録を作り、登録審査会の会長及び出席した委員全員が署名しなければならない。

(規則への委任)

第67条 【同左】

第6章 研修

(研修)

第68条 連合会は、次に掲げる研修を行う。

- (1) 会員研修
- (2) 新人研修
- (3) 特別研修

2 前項第1号及び第2号の研修の実施に必要な事項は、別に規則で定める。

(研修の実施)

第69条 前条第1項第1号及び第2号の研修は、研修所が実施する。

第7章 情報の公開

(情報の公開)

第70条 連合会は、業務及び財務等についての情報を公開しなければならない。

2 前項に関し必要な事項は別に規則で定める。

第8章 事務局

(事務局)

第71条 連合会に、その事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、事務局を統轄し、職員を指導する。
- 4 事務局長は、理事会に諮り会長が任免する。
- 5 事務局の組織等必要な事項は、規則で定める。

(事務局職員)

第72条 連合会は、事務局の事務を処理するため、有給の職員を置く。

2 職員の人事は、会長が決する。

第9章 資産及び会計

(会計年度)

第73条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財源)

第74条 連合会の財源は、次に掲げるものをもつて充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 登録等手数料
- (4) その他の収入
- (5) 雑収入

(会館建設等特別会計)

第75条 連合会が新たに建設する会館の用地の取得及び建設並びに維持管理(以下「会館建設等」という。)に関する会計は、他の会計と区分して、会館建設等特別会計とする。

2 会館建設等特別会計は、他の会計に流用することはできない。

(研修事業特別会計)

第76条 第3条第5号に定める研修に関する会計は、他の会計と区分して、研修事業特別会計とする。

2 研修事業特別会計は、他の会計に流用することはできない。

(市民救援基金特別会計)

第77条 災害により司法書士の法的サービスを受けることが困難な被災者を救援するための基金に関する会計は、他の会計と区分して、市民救援基金特別会計とする。

2 市民救援基金特別会計は、他の会計に流用することができない。

(法律扶助特別会計)

第78条 第3条第15号の事業のうち、民事法律扶助事業に関する会計は、他の会計と区分して、法律扶助特別会計とする。

2 法律扶助特別会計は、他の会計に流用することができない。

(司法・司法書士制度改革基盤整備事業特別会計)

第79条 司法・司法書士制度改革に関する基盤整備事業についての会計は、他の会計と区分して、司法・司法書士制度改革基盤整備事業特別会計とする。

2 司法・司法書士制度改革基盤整備事業特別会計は、他の会計に流用することはできな

い。

(予 算)

第 8 0 条 会長は、毎会計年度の一般会計及び特別会計の予算案を作成し、定時総会の議決を経なければならない。

2 特別会計は、本会則に定めるもののほか、特に目的を定めて支出し、又は運用する必要があるときに設置する。

3 毎会計年度における 4 月、5 月及び 6 月に要する経費の暫定予算は、前年度の予算の議決と同時に議決しておくものとする。

4 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基づいてなしたものとみなす。

5 予算は、収入にあつてはその性質に、支出にあつてはその目的に従つて款に大別し、款中においてはこれを項に区別し、更に項を目に区別する。ただし、一般会計の収入及び特別会計にあつては、目を省略することができる。

6 会長は、予算が成立しない期間においては、通常の事務を執行するために必要な経費に限り支出することができる。

(予算外支出)

第 8 1 条 会長は、支出予算については、各款、項に定める目的のほかにこれを使用してはならない。ただし、予算の執行上の必要により、あらかじめ総会の議決を経た場合、又は理事会の議決を経た場合はこの限りでない。

2 会長は、前項ただし書後段の規定により支出をしたときは、その後に開かれる最初の総会の承認を得なければならない。

(決算報告書)

第 8 2 条 会長は、毎会計年度の収入及び支出並びに資産及び負債を明らかにした決算報告書を作成しなければならない。

第 8 3 条 会長は、毎会計年度終了後、前条の決算報告書を監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の決算報告書を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。

3 会長は、定時総会に前項の決算報告書を提出しなければならない。

(資産の管理)

第 8 4 条 連合会の資産は、会長が管理する。

(書類等の閲覧)

第 8 5 条 司法書士会の会長は、必要があるときは、連合会の業務又は資産の状況について説明を求め若しくは業務に関する書類又は会計その他の記録の閲覧を求めることができる。

第10章 司法書士会

(報告義務)

第86条 司法書士会は、次に掲げる書類を連合会に提出しなければならない。

- (1) 会則
- (2) 司法書士会の事務所並びに役員及び代議員の
氏名、住所を記載した書面
- (3) 総会の議事録
- (4) 会員から提出のあつた業務報告書の総合計表

2 司法書士会は、前項第1号又は第2号に掲げる書類に変更があつたときは、遅滞なく、連合会に報告しなければならない。

3 司法書士会は、会則の規定により退会したものとみなしたとき、又はその者が再び入会したときは、その旨を連合会に報告しなければならない。

4 司法書士会は、会員が法第47条第1号又は第2号若しくは第48条第1項第1号、第2号又は第2項の処分を受けたとき又は法第61条の注意又は勧告をしたときは、その旨を書面により連合会に報告しなければならない。

5 司法書士会は、前各項の他連合会が必要と認めた事項については、報告をし、又は書面を提出しなければならない。

(協力義務)

第87条 司法書士会は、他の司法書士会から綱紀委員会の調査、又は注意勧告若しくは紛議の調停のための調査に協力を求められたときは、その調査に協力しなければならない。

2 連合会は、司法書士会に前項の協力義務を履行するよう指導することができる。

(会費)

第88条 司法書士会は、連合会に次の会費を納入しなければならない。

- (1) 経常の費用に充てるための別紙第1による
通常会費
- (2) 会館建設等の費用に充てるための別紙第2に
よる特別会費
- (3) 研修事業の費用に充てるための別紙第3によ
る特別会費
- (4) 司法・司法書士制度改革に関する基盤整備事

業に充てるための別紙第4による特別会費

- 2 連合会は、司法書士会が災害等により会費の納入が困難となつたときはその申出により、その会費の減額又は免除の措置をとることができる。
- 3 費の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。
(ブロック会)

第89条 司法書士会は、その目的を達成するために、各法務局の管轄区域内にブロック会を設けることができる。

- 2 前項のブロック会は、その規約、役員の氏名及び連合会が必要と認めた書類を連合会に提出しなければならない。

第11章 補 則

(名誉会長、顧問及び相談役)

第90条 連合会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長が総会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の中途において退任したときは、その時に退任するものとする。

(司法書士会会則の付録様式)

第91条 連合会が定めるとしている司法書士会の会則の付録様式は、理事会の議により定める。

(規則への委任)

第92条 この会則の施行に必要な事項は、理事会の議により規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成十四年法律第33号)施行の日から施行する。

別紙第1 普通会費

- 1 普通会費の月額、毎月1日現在の司法書士会の会員(従たる事務所を有する法人会員については、従たる事務所を除く。)1人につき金3,500円の割合による額とする。

別紙第2 特別会費

1 特別会費の月額、毎月1日現在の司法書士会の会員（従たる事務所を有する法人会員については、従たる事務所を除く。）1人につき金300円の割合による額（会員数割額）並びに毎月1日現在の司法書士会の会員が前暦年中に依頼を受けた登記、供託及び裁判事務の事件の総数の12分の1に金10円を乗じて得た額（事件数割額）の合計額とする。

2 事件数割額会費の事件数は、次のとおりとする。

- (1) 登記（債権譲渡登記を含む）及び供託 申請
申請書の代理又は申請書類の作成及び申請行為
の代理につき1件
- (2) 裁判事務 事件番号（訴訟等の事件ごとに
裁判所で付す番号）ごとに1件

3 平成36年10月1日以降における第1項の適用については、同項中「司法書士会の会員」とあるのは、「司法書士会の会員（昭和59年10月1日以降司法書士会の会員であつた期間が満40年を超える者を除く。）」とする。ただし、法人会員にあつては、成立の日から満40年を超える者を除く。

4 特別会費は、毎年3月、6月、9月及び12月の各末日までに、それまでに経過した3月分を納入するものとする。

別紙第3 特別会費

1 特別会費の月額、毎月1日現在の司法書士会の会員が前暦年中に依頼を受けた登記、供託及び裁判事務の事件の総数の12分の1に金20円を乗じて得た額（事件数割額）とする。

2 特別会費は、毎年3月、6月、9月及び12月の各末日までに、それまでに経過した3月分を納入するものとする。

3 事件数については別紙第2、3項を準用する。

別紙第4 特別会費

1 特別会費の月額、毎月1日現在の司法書士会の会員（法人である司法書士会の会員を除く。）1人につき金1,000円の割合による額とする。

2 特別会費の納入は、毎月末日までにその月分を納入するものとする。

3 特別会費の納入は、平成13年7月1日から平成18年6月30日までの期間とする。